

【別表2】 処分制限

事業名	構造	期間
1 建設事業	木造	25年
	鉄骨造	45年
	鉄筋コンクリート造	65年
2 建物購入事業	1の期間から建物の建築後の経過年数を差し引いた期間とする。ただし、10年未満のときは10年とする。	
3 改修事業	10年とする。ただし、過去に補助を受けた施設で、1及び2の残りの期間が10年以上である時は、その期間とする。	
自然災害等特別の事情のある場合は、この限りではない。		

【別表3】 補助対象経費

工事種別	工事名	内容
本工事費	く体工事	・基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等
	仕上げ関係工事	・屋根、天井、建具、造作、内装、諸仕上げ等
	雑工事	・建築工事に付属する工事として、建物と一体に取付けられるもの (例) 書棚・流し台・棚・鏡・室名札・下足箱・物入れ・物掛け・換気扇・排気天蓋・犬走り・テラス・スロープ(室内・建物出入用)・手摺・アコーディオンカーテン・カーテン(ブラインド)・ピクチャーレール・暗幕・ステージ幕・網戸・壁面取付ホワイトボード(掲示板)・天井吊下式スクリーン・天井吊下式テレビ台等
付帯工事費	電気設備工事	・電気設備一式(配線工事・変圧器・配電盤・室内照明灯取付工事)、テレビ共聴アンテナ設備、電話放送設備、身障者用非常呼出設備、誘導灯、火災報知器、昇降機設備等
	給排水衛生設備工事	・給排水衛生設備一式(市水道引込含む)、浄化槽設備、給湯設備等
	ガス設備工事	・ガス設備一式(ガスボンベ・備付ガスコンロは対象外)
	冷暖房設備工事	・冷暖房機器及び付属設備一式
	その他	・工事と関係のある仮設工事(仮設電気・水道・トイレ・事務所など含む)、白蟻駆除工事等

(補助対象外一覧表)

内 容	具 体 例
備品に類する物 (設置経費含む)	<ul style="list-style-type: none">・ テレビ、ビデオ、冷蔵庫、電子レンジ、作業台、水屋 (食器棚)、机、椅子、電話機 (FAX)、放送機器 (アンプ・スピーカー・マイク等)、コピー機 等(※) 液晶薄型テレビ、プロジェクタなど AV 機器にあつては壁面・天井取付式であっても対象外・ 消火器・ 脚付ホワイトボード (掲示板)、自立式スクリーン・ すのこ板、す板、玄関マット・ 消耗品その他これに類するものと考えられるもの
外構工事	<ul style="list-style-type: none">・ 土地造成工事・ 敷地内整備工事・舗装工事・ 門、フェンス設置工事・ 植栽工事
設計費	<ul style="list-style-type: none">・ 設計委託料、測量費
負担金・手数料	<ul style="list-style-type: none">・ 官公庁等への申請手数料及び各種負担金 (電気、上・下水道、建築確認 等)
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 用地取得に係る費用・ 既存集会施設解体費・ 工事写真代・ 記念碑、館名板、野外掲示板